

定例監査の結果

1 監査の期間

令和8年1月5日から令和8年1月16日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

市民部 一色支所、吉良支所及び幡豆支所

(2) 対象期間

令和7年4月1日から令和8年1月16日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告

保有個人情報の管理について、不適切な事例は認められなかった。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 一色支所

ア 契約事務

(ア) 随意契約に係る根拠条文について、誤りがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第1号・契約規則第24条別表第1号】

(イ) 予定価格について、単価で設定すべきものを総価で設定しているものがあった。

【契約規則第14条第1項】

(ウ) 予定価格書について、作成日に誤りがあった。

【契約事務チェックシート】

イ 文書取扱事務

(ア) 3号随意契約について、公表されていないものがあった。

【契約規則第24条の2】

(イ) 起案伺いにおける公印使用承認について、実施していないものがあった。

【文書事務の概要】

(ウ) 文書管理システムを用いることなく、起案しているものが散見された。

【文書取扱規程第 18 条】

(2) 吉良支所

ア 契約事務

(イ) 随意契約に係る根拠条文について、誤りがあった。

【地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号・契約規則第 24 条別表第 3 号】

(3) 幡豆支所

ア 文書取扱事務

(イ) 決裁されていない公文書があった。

【文書取扱規程第 18 条】